



平成17年5月25日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成16年(レ)第10号 不当利得返還等請求控訴事件

(原審・富山簡易裁判所平成16年(ハ)第251号事件)

平成17年3月2日 中間の争いにつき口頭弁論終結

中 間 判 決

東京都品川区

控 訴 人

株 式 会 社

同代表者代表取締役

同代理人支配人

富山市

被 控 訴 人

同訴訟代理人弁護士

近 藤 光 玉

主

文

控訴人代理人支配人 が訴訟上の代理権を有しないことを確認する。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求を棄却する。
- 3 訴訟費用は、第1, 2審とも、被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要

- 1 本件は、被控訴人が控訴人に対し、利息制限法所定の制限利息を上回る利息を継続的に支払ってきたため、超過利息を元本に充当すると過払金が発生しているとして、不当利得返還請求権に基づき、過払金20万5381円、平成16年8月17日までの過払金に対する年6分の割合による法定利息9244円及び上記過払金に対する平成16年8月18日から支払済みまで年6分の割合による法定利息の支払を求めるとともに、取引履歴を開示しなかったとして、

慰謝料30万円及びこれに対する請求拡張の準備書面送達の日翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めている事案である。

原判決は、被控訴人の請求を認容したため、控訴人が控訴を提起した。

2 本中間判決の対象となる中間の争い

控訴人代理人支配人[](以下「[]」という。)は、控訴人の支配人として訴訟上の代理権を有するか。

3 被控訴人の主張

(1) 支配人とは、営業主から営業に関する包括的代理権を授与された者であって、このような権限を有しない者が、取締役会で支配人という名称の職に選任されても、商法38条に規定する支配人ではない。控訴人は、主に不特定多数の個人消費者を対象とする小口金融を業とするものであるから、支配人といえるためには、一定地域において小口金融業務を行う営業所の営業全般及びその組織にかかる人事について包括的な権限を有しなければならない。

(2) []は、弁護士介入案件のみを取り扱うリーガルサービスセンター(以下「LSC」という。)という部署に所属し、その権限は、弁護士介入のあった訴訟において、準備書面等の必要な書類を起案して、代表取締役の決裁を得てこれを提出し、法廷における訴訟活動をすることに限定されており、融資や人事に関する権限を有していない。また、[]は、訴訟の提起、和解による訴訟の終了についても権限を有しておらず、代表取締役の決裁を必要とするものであって、その権限は非常に限定されている。

支配人が代表者に代わって、裁判上の代理権を与えられているのは、支配人が営業主に代わって営業に関する全権限を有しているからである。そのような実体のない者を支配人に選任して登記し、訴訟活動を行わせることは、弁護士代理の原則の潜脱である。

(3) よって、[]は、商法上の支配人ではなく、訴訟上の代理権を有しない。

4 控訴人の主張

- (1) 控訴人は、組織改革として、平成16年6月8日の取締役会決議により、従前設置されていた6支店を廃止し、晴海支店と難波支店を新たに設置し、本店に6名、晴海支店に5名、難波支店に8名の支配人を選任し、[]と[]を、全支店において支配人として選任し、その旨の登記をした。[]は、難波支店の支配人の1人として選任され、難波支店を統括している。[]り上には、控訴人組織全体を統括する者として、代表取締役である[]及び総支配人である[]と[]が存在するのみであり、[]の支配人としての包括的代理権は、対内的にも対外的にも制限を受けていない。

[]は、平成16年6月8日以前は本店の支配人であり、それ以後は難波支店の支配人に選任されていることから、本件訴訟について訴訟代理権を有している。

- (2) 控訴人は消費者金融業を営む会社であり、通常の回収業務は、貸付を行った営業所が担当しているが、弁護士介入による債務整理開始案件や訴訟提起のあった案件は、全て[]で集中管理している。[]は、難波支店に設置されているが、組織上は本店の部門である。本件訴訟も[]において対応している。

- (3) 仮に、[]が包括的な代理権を有しないとしても、商法38条3項が、支配人の代理権の範囲に加えた制限を善意の第三者に主張できないと規定していることからみて、支配人として選任された者に、包括的な代理権が付与されると解すべきである。したがって、[]は、包括的な代理権を有することになり、訴訟代理権も有する。

- (4) 民事訴訟法54条は、弁護士代理の原則を定めているが、この原則は、反面で、訴訟代理業務を弁護士が独占することを意味している。控訴人は、常時1000件以上の訴訟を抱え、大部分は顧客から提起されたものであるが、

その全件を弁護士に委任するには、多数の弁護士に受任してもらう必要がある。しかし、全国各地の弁護士会では、貸金業者を非難するシンポジウム、セミナーが日常的に開催され、弁護士業界全体において貸金業者が悪であるという活動に邁進しているので、多数の弁護士に受任してもらうことは非常に困難である。したがって、控訴人は、従業員を支配人に選任し、提起された訴訟に対して、その支配人によって対応せざるを得ないのであり、これができないとすると、裁判に防御する手段を失うことになる。控訴人は、実際には従業員でない者を支配人に選任して登記しているのではないから、弁護士法72条に反するものではない。

第3 当裁判所の判断

- 1 支配人は、営業主に代わって営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を与えられた使用人である（商法38条1項）。そして、支配人が、民事訴訟法54条1項本文の「法令により裁判上の行為をすることができる代理人」といえるためには、商法38条1項に定める支配人であることが必要であるから、形式的に支配人として登記されておれば足りるものではなく、実質的にみても、上記のような営業上の包括的な権限を与えられていることが必要である。
- 2 乙第10及び11号証及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
 - (1) 控訴人は、平成16年6月8日の取締役会決議により、東京都品川区内にある本店以外に数ヶ所設置されていた支店を全て廃止して、東京都中央区の晴海支店と大阪市浪速区の難波支店の2支店を設置し、本店には7名（その後1名が辞任）、晴海支店に5名、難波支店に[]を含めて8名の各支配人（本店については既に選任されていた者を含む。）を選任して、そのころ登記をしたが、[]と[]の両名は、総支配人と呼ばれており、本店、晴海支店及び難波支店の全てにおいて支配人に選任されている。
 - (2) []は、控訴人の従業員であり、難波支店にある []に所属している。

ＬＳＣは、全国の営業所の貸付において弁護士介入のあった案件への対応を集中管理しており、■■■■も、訴訟への対応や和解等の業務に従事している。

- 3 上記認定事実によれば、■■■■は、難波支店の支配人として選任されたものの、難波支店に設置された！■■■■に所属し、全営業所の弁護士・司法書士等が介入した債権回収及び訴訟対応業務及びこれに関連した業務に従事していることになる。難波支店においては8名の支配人が選任されているから、この全員が難波支店における営業に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有しているとはおよそ考え難いところ、■■■■が難波支店における営業、人事及び総務に関する権限も有していることを認めるに足りる証拠はない。なお、控訴人は、■■■■は本店の部門である旨主張しているが、そうであるとしても、■■■■が本店における営業全般に関する権限を有していることを認めるに足りる証拠はない。

そうすると、■■■■は、一定の業務を統括しているのみであり、それ以外の本店又は難波支店の融資、人事、経理といった業務を統括しておらず、営業に関する一切の行為をする権限を有しているとは認められない。

- 4 控訴人は、■■■■が包括的な代理権を有しないとしても、商法38条3項により、支配人として選任された者に、包括的な代理権が付与されると解すべきである旨主張する。しかし、商法38条3項は、包括的な代理権を有する支配人を選任した会社が、支配人の権限に何らかの制約を加えたことを、善意の相手方に主張できないという取引保護のための規定であり、そもそも権限を与えられていない従業員について、権限があったことになるものではないし、本件では相手方である被控訴人が権限がない旨を主張しているのであるから、控訴人の上記主張は失当である。

- 5 また、控訴人は、控訴人が抱える多数の訴訟をすべて弁護士に依頼することは現実には非常に困難である旨主張するが、従業員を訴訟代理人として認めるかどうかは立法の問題であって、■■■■の訴訟代理権を肯定する理由にはなり得

ない。

したがって、■■■■は、民事訴訟法54条1項本文の「法令により裁判上の行為をすることができる代理人」には該当せず、訴訟代理権を有しない。

6 よって、主文のとおり中間判決をする。

富山地方裁判所民事部

裁判長裁判官 永 野 庄 彦

裁判官 剣 持 淳 子

裁判官三輪篤志は転補のため署名押印できない。

裁判長裁判官 永 野 庄 彦

これは正本である。

平成 17 年 5 月 25 日

富山地方裁判所民事部

裁判所書記官 石 田 一 成

